

小矢部市土地改良区地区除外処理規程第3条に規定する申し入れ事項  
確 約 書

記

1. 当該農地は、土地改良事業が実施された受益地であり、農地転用に当たり小矢部市土地改良区地区除外の所定の手続をとり、その費用は転用組合員の負担とする。
2. 転用目的に供するための工事に当たっては、土地改良施設の利用に支障を期さないこととし、汚濁物等の用排水路への流入を防止すること。
3. 当該造成地から排出される汚水等は、用排水路に流出しないものとし、止む得ず流出するときは、事前に土地改良区及び利害関係者と協議し、公害等の発生を未然に防止すること。
4. 今後当該造成地に起因して、土地改良施設の破損等を生じて機能に支障なきよう留意し、万一損なわれたとき又は損なうおそれのある場合は、土地改良区及び利害関係者と協議し、転用関係者の経費負担により原型復帰等の対策をとること。
5. 今後施行される公共事業等については、土地改良区及び関係自治会の方針に従い、全面的に協力すること。
6. 土地改良施設等の維持管理費等の負担については、土地改良区及び関係自治会の諸規程を遵守すること。
7. 転用組合員は、土地改良区で決められた転用決済金及び国・県の補助金返還が伴う場合は、納入期限まで納入又は返納すること。
8. この確約書に定めていない事項について疑義を生じた場合は、その都度土地改良区及び関係自治会と協議し、適切な措置をとること。

以上、上記申し入れ事項を確約します。

平成 年 月 日

転用組合員 住 所  
氏 名

転用関係者 住所又は事務所  
氏名又は名称  
代 表 者

小矢部市土地改良区理事長 殿